



令和 7 年 7 月 1 0 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社佐電工（佐賀県佐賀市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 國府田^{こうだ} 直昭（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 白濱^{しらばま} 幸徳（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、本日、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商 号	許可番号	代表者	所在地
株式会社佐電工	国土交通大臣許可 （般・特-4）第1073号	岩下 雅之	佐賀県佐賀市

2. 処 分 内 容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内における電気工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

（注1）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 期間

令和7年7月25日から令和7年9月22日までの60日間

3. 処 分 理 由

（株）佐電工の営業本部副本部長が、佐賀県多久市発注の「令和4年度庭球場照明設備改修工事」において、指名競争入札に関する秘密事項（指名業者名）を多久市職員から教示を受け、公正な入札を妨害する行為を行った。

これにより、営業本部副本部長は、令和7年3月11日に佐賀区検察庁から刑法第96条の6第1項（公契約関係競売等妨害）の罪により略式起訴、同日、佐賀簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。